監査公表第１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項及び同条第７項の規定に基づき、定期監査及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和６年３月５日

常滑市監査委員　富　田　　司

常滑市監査委員　相　羽　助　宣

定期監査結果報告

第１　監査の種類　　定期監査（地方自治法第199条第４項に基づく財務監査）

第２　監査の対象

総務部	施設マネジメント課
企画部	秘書広報課、職員課、企画課、情報政策課
市民生活部	市民窓口課
福祉部	健康推進課、福祉課、高齢介護課
	鬼崎西保育園、常石保育園
建設部	土木課、下水道課
会計課	
教育委員会	西浦北小学校、南陵中学校
議会事務局	議事課
監査委員事務局	

第３　監査の着眼点

常滑市監査基準に従って、各所属において、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令等に適合し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とする。

第４　監査の実施内容

１　監査の期日　令和５年11月１日から令和６年１月11日まで
２　監査の範囲　令和５年４月１日から令和５年９月30日まで
３　監査項目　財務に関する事務の執行、その他監査委員が必要と認める事項
４　監査の方法　提出された資料及び関係書類等を検査するとともに、関係職員からの説明を聴取し、監査を実施した。

第５　監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

財政援助団体等監査結果報告

第１　監査の種類

財政援助団体等監査（財政援助団体）

第２　監査の対象

①社会福祉法人　常滑市社会福祉協議会
②公益社団法人　常滑市シルバー人材センター

第３　監査の着眼点

常滑市監査基準に従って、市が財政的援助を行っている団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正で効率的、効果的に行われているかという観点を主眼とする。

第４　監査の実施内容

１　監査の期日　①令和５年 11 月 17 日
　　②令和５年 12 月 21 日
２　監査の範囲　令和５年４月１日から令和５年９月 30 日
３　監査項目　財政的援助に係る出納その他の事務の執行
４　監査の方法　書面審査及び現地調査を行い、所管職員等からの説明を聴取し、監査を実施した。

第５　監査の結果

各団体とも財政援助に係る出納その他の事務の執行について適正に処理されている。